

令和6年12月13日

会 議 録

審 議 会 等 の 名 称	函南町空家等審議会
庶務を担当する所属	建設経済部 都市計画課
会 議 の 開 催 の 日 時	令和6年11月8日（金） 午後2時00分から
会 議 の 開 催 場 所	函南町役場6階 全員協議会室
出席者（職・氏名）	函南町空家等審議会委員 6名 会 長 宮川 幸司 副会長 竹下 輝彦 委 員 山下 正彦、野田 哲郎、山田 茂樹、 小永井 博之 建設経済部長 平井 輝久 都市計画課 課 長 中村 大 課長補佐 佐野 武将 主 査 高井 彩 主 事 江田 朝夫、長田 誠弘
議 題	(1)空家法改正(令和5年12月13日施行)概要について (2)函南町空き家バンク制度の状況について (3)特定空家等への対応について
審 議 内 容	(1)空家法改正(令和5年12月13日施行)概要について 緊急代執行制度が創設されたが、制度創設に伴い緊急時に速やかに審議会を開催し審議できるよう、オンライン開催等の方法について検討するよう意見があった。 また、空き家の活用方法についても柔軟に対応できるよう各種制度の活用を検討して欲しいと意見があった。 (2)函南町空き家バンク制度の状況について 町内在住の空き家所有者への周知だけでなく、町外在住の所有者に向けた周知方法を広く検討したほうが良いという意見があった。 また、各種納税通知書へ周知チラシの同封や自治体LINEやSNSを活用した周知についても検討することについての意見があった。

	(3)特定空家等への対応について 函南町空家等審議会条例第5条第5項及び函南町審議会等の会議の公開に関する規則第3条第1項第2号に基づき非公開とした。 所有者自身による解体処分に向け継続した指導・助言を行うとともに、勧告等の行政指導についても検討を進めるよう助言があった。 また、行政代執行による解体の可能性を視野に入れ、事務処理の手順、処分費想定額の検討及び徴収方法等について確認するよう意見があった。
備	考 傍聴者 1名